

平成 21 年度 第 6 回 富合町合併特例区協議会 会議録

日 時 平成 21 年 9 月 17 日 (木)
会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午前 10 時 00 分
終了時間 午前 11 時 55 分

○出席委員 (9 名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博
	菊 池 博 志

○欠席委員 (なし)

○参考人

熊本市議会議員 くつき 信 哉

平成21年度第6回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成21年9月17日（木）午前10時～

場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

[協 議]

協議第 1 号 富合町老人憩いの家改修方針素案について

協議第 2 号 集落内開発制度について

協議第 3 号 県道田迎木原線の路線バス試行運行の周知について

[報 告]

報告第 1 号 今後の行事予定について

4 その他

○次回合併特例区協議会

・開催日時 平成21年10月 日（ ）午前・午後 時 分

5 閉 会

司会

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、協議会の開会に先立ちまして、配布資料の確認をしたいと思います。

まず、一枚紙で「平成 21 年度 第 6 回 富合町合併特例区協議会次第」、それと綴じてあります「平成 21 年度 第 6 回 富合町合併特例区協議会」の冊子、並びに「路線バス試行運行のお知らせ」の配布用チラシ、以上 3 点の資料を配布いたしております。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それでは、これから会議を始めさせていただきます。会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに、同会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長をお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆さん、おはようございます。本日は、朝早くから出席いただき大変ありがとうございます。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「平成 21 年度 第 6 回 富合町合併特例区協議会定例会」を開会いたします。

本日は、協議会規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として熊本市議会議員のくつき信哉先生にご出席をいただいております。くつき参考人にはよろしくお願いいたします。

ここで、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、「野口委員」と「村崎委員」をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。なお、協議会規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、合併特例区長の村崎区長にご挨拶をお願いいたします。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。朝晩大変涼しくなってきましたので、暮らしやすい季節になったと思います。富合地区の稲作も心配しておりましたけれど、実がつきまして、豊作になるのではないかと期待しております。

長年続いていた自民党政権が代わりまして、日本の将来、外交、貿易など、いろいろな事についてどのようになるのか注目しているところでございますし、大きな転換期だと思って

おります。今、財政的にも、国を始め地方自治体も厳しい状態でございますので、打開策を模索し、活力ある経済大国を維持していくのは大変だと思います。しかし、そのような状況の中で、地方に対する配慮、また農業を含めた第1次産業をもう少し温かい目で見えていただかなければ地方にとっては大変だと思いますので、民主党政権には期待したいと思います。

また、富合町も熊本市と合併して約1年になりますが、この協議会も皆さん方へ出席いただき、14回目の開催となります。熊本市と合併して、メリットデメリットは確かにいろいろございますが、大きな予算などいろいろな面で配慮して頂いております。城南町や植木町も県議会の承認を受け、私たちと一緒に熊本市になっていく訳でございます。

今、熊本市は9月市議会が開会中でして、区割りの問題などについて特別委員会をつくり、検討しておられます。どのような区割りになるか分かりませんが、城南町の合併協議の中で、富合町と城南町で一つの区をつくってはと提案しておられるそうです。植木町は、合併協議会の中で条件を付けておられますが、植木町が3万人であり、城南町と富合町を合わせると約3万人でございますので、区割りについては、大体10万人単位くらいの規模になるのではないかという話は聞いておりますが、特例としてそのようになれば私たちも大変有難いと思っております。

この富合町の発展については、協議会委員の皆さんや職員、私たちが力を合わせて進めていき、住民の皆様方に合併してよかったと言われるようになればと思っております。また、水道整備につきましては、熊本市水道局になり事業も進んでおりますので、上水道の水道料金は確かに上がりましたが、過大な配慮もしていただき、修理等も迅速にさせていただいて大変有難い事だと思っております。

また、街灯も昨年約160本設置されまして、今年も200本位設置される予定で随時施工しております。その他、小さな問題等につきましても、熊本市に配慮いただきながら進めております。

また、富合町農業委員会が今年の9月で任期満了となりますが、この議会推薦につきましては、富合町の要望に対しご判断していただくこととなりますが、熊本市との話し合いを通じて、要望どおりの結果となるようお願いしていきたく思います。

また、新幹線関係につきましては、車両基地周辺整備などの事業がありますが、車両基地には殆どの建物が建ちつつあります。そのような素晴らしい施設を、今後どのように利用するかが私たちに課せられた課題だと思っておりますので、知恵を絞りながら、新幹線を中心とした町づくりを皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

ちなみに、新幹線関連の行事としまして、10月16日は新幹線の連結式、また10月20日には、古閑跨線橋の開通式を開催する予定でございます。委員の皆さんにもご案内があるかと思っておりますので、是非出席されるようお願いいたします。

富合町には、合併していろいろな問題が山積しており、委員の皆さんも富合町の時の議員さん並みの仕事をされておりますが、なお一層、いろいろな事に関与していただけるようお願いしたいと思っております。私たちも委員の皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。

ますので、今後ともご協力をお願いいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。それでは、これより「次第 3 議事」に入ります。協議第 1 号『富合地区老人憩の家改修方針素案について』につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

おはようございます。保健福祉課の高浜です。座って説明させていただきます。『富合地区老人憩の家改修方針素案について』でございますが、2 ページをご覧ください。

「1 策定の趣旨等」でございますが、熊本市と富合町の新市基本計画におきまして、富合地区老人憩の家の改修事業が明記されております。

このことから改修方針は、「富合地区老人憩の家」を今後地域の高齢者に愛され、親しまれる施設にするため、アンケート調査などで出された富合地区住民の皆様の意見、要望を集約し、具体的な改修内容等を示すもので、富合総合支所の素案として策定するものでございます。

ここに記載のとおり、今回の改修にあたりましては、富合町合併特例区及び富合町合併特例区協議会と、綿密な連携を図りながら進めて参ります。

「2 現状と課題」です。「富合地区老人憩の家」は、昭和 50 年 4 月に開設して以来 30 数年が経過し、これまで数度の改修工事等を行いながら現在に至っておりますが、雨漏りによる天井部分の剥落や外壁の傷みなど施設の老朽化がかなり進んでおり、早急な対応が必要な状況となっております。

また、高齢者や障がいを持つ人にとって、「やさしく利用しやすい施設」となるためのバリアフリーやユニバーサルデザインの取り組み、時代とともに変化する高齢者の趣向への対応、自家用車での利用を可能とするための駐車場の整備など対応が不十分な状況となっております。

このようなことから、「富合地区老人憩の家」を利用する高齢者は、年々減少しているのが実態です。

この状況を踏まえ、今後取り組んで行かなければならない課題として、高齢者や障がい者にやさしく、愛され親しまれる施設にするための対応、地震や火災をはじめとする災害に強い「安全・安心な施設」への対応などが挙げられます。

「3 改修等の基本方針」です。「富合地区老人憩の家」の現状と、今回富合校区老人クラブの会員を対象に実施したアンケート調査の結果及び富合校区老人クラブ連合会や富合町区長会から提出された改修に対する意見書の内容を汲取り、今後末永く富合地区の高齢者に愛され、親しまれる施設として、また富合校区以外の高齢者からも利用されるような施設とするため、次に掲げる基本方針、「安全で安心して憩う事ができる施設」への転換、高齢者や

障がい者に「やさしく利用しやすい施設」への転換、高齢者のニーズを捉えた施設への転換に基づき施設の改修等を実施します。

「4 具体的な改修等の内容」でございます。まず、「安全で安心して憩うことができる施設」への転換でございますが、ここに丸を付けておりますけれども、雨漏りの原因及び被害の状況等を早急に調査し、その対策を講じるとともに、施設の耐震調査についても併せて実施し、強度が不足する場合は適切な補強工事を行います。

次に、浴槽の水質に起因する事故防止の徹底を図るとともに、給湯設備についても安全性を重視し、必要な場合は取替えを含めた改修を行います。

次に、改修にあたっては、防災効果の高い資器材を積極的に使用するとともに、火災報知器やスプリンクラーなど、防火設備や初期消火設備等の充実を図ります。

次のページをご覧ください。高齢者や障がい者に「やさしく利用しやすい施設」への転換ということで、浴室・浴槽については、転落事故の防止など安全面での対策を徹底するとともに、明るく清潔な浴室に改修します。トイレについては、移設を含め検討し、便器の洋式化などに加え、障がい者用トイレを新たに整備します。大広間については、段差の解消を図るとともに、現在の畳敷きからフローリングに改修し、ソファやテーブル・椅子などを設置することで長時間でも楽に談笑できる空間に改修します。

次に、高齢者のニーズを捉えた施設への転換ですが、自家用車での利用を可能にするため、施設南側空地に駐車場を整備します。浴室については、シャワー設備などの充実を図るとともに、露天風呂についても設置に向けた検討を行います。大広間の天井が部屋全体を暗く感じさせているため、天井部分を明るい色に改修します。愛好者からの要望の多い、グランドゴルフ場の整備についても検討します。図書室や小会議室などこれまであまり活用されていない部屋を統合し、軽運動やサークル活動に利用可能な空間を新設します。カラオケ設備や囲碁・将棋など、高齢者の趣向に合わせた娯楽設備の充実を図ります。

次に、その他の取り組みですけれども、今回の改修に併せて「老人福祉センター」への転換を図るとともに、利用者に親しまれる施設とするため愛称の公募を検討します。

「5 改修実施スケジュール」ですが、平成 22 年度は、改修工事設計・調査業務委託費を当初予算に計上し、現在の施設の詳細な調査等を行うとともに、改修工事の設計書を作成します。

平成 23 年度は、改修工事設計書に基づく改修工事費等を当初予算に計上し、出来るだけ早期の竣工を目指し、改修工事に着手します。

「6 むすび」でございます。「富合地区老人憩の家」は、県民憩の森に指定され、遊歩道などが整備されている雁回山登山口に位置し、直ぐ近くには、国の重要文化財である「釘無桜門」を擁する「六殿神社」や日本三大不動尊の一つに数えられる「木原不動尊」があり、豊かな自然環境と貴重な文化財に囲まれています。

また、県道田迎木原線の開通に伴い、富合地区と市中心部との距離が格段に近くなったことに加え、地域住民の強い要望から、交通センターと県立こころの医療センターを結ぶ、新

たな路線バスの運行計画が具体化し、近く試験的な運行が予定されています。この路線沿いには、JA熊本宇城の農産物直売所があり、富合校区内外からの買い物客で連日賑わっています。

このように、豊かな自然と貴重な文化財そして新鮮な農産物を組み合わせた、積極的なPR活動の展開と、高齢者のニーズに対応した改修事業等を実施することにより、今後利用者の大幅な増加が見込まれるとともに、富合地区の活性化に大きな効果が期待されます。

最後に、冒頭に記載のとおり、今回の改修事業は、「新市基本計画」に明記されている事業であります。富合校区の住民の皆様、目に見える形で合併効果を実感して頂くための重要な事業であることを強く認識し、この事業の着実な実施に向けて今後取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

野口 ミナ子 委員

内容を見まして、皆さんに利用していただけたら本当に嬉しく思います。

2点質問したいのですが、この施設は30年前に出来たのですよね。その時と今の状況の違いをどの様に把握されているのかということです。

一つは各区に公民館などが整備されて集まる場所ができ、他の所よりも行きやすくなったという事もあるのではないかと思いますし、30年前に比べますと、憩の家以外にもお風呂等の設備がある場所が出来ているのではないかと思います。

それともう一点、憩の家が老人クラブを中心に利用されるのであれば、その老人クラブは今後増えるのかという疑問を持ちます。以前は60歳代の方達も老人クラブに入れたと思うのですが、殆どの方が70歳過ぎの方が多いと思いますので、その辺の把握もしていかなければならない事ではないかと思います。その他の取り組みについては、やはり他の若い人たちも利用できるようなシステムにしていくためにはどうすればいいか、しっかり考えていくべきではないかと思っています。

村崎 秀 合併特例区長

利用が偏っており、守富地区より杉合地区の方の利用が多いようです。施設が老朽化して周辺に温泉センターなどがたくさんできましたので、そのような事もあるかと思いますが、地区により利用が大変偏っています。改修が済めば素晴らしい施設になると思いますので、その時は皆さん方とともに啓発しながら、利用の多い立派な施設にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

野口 ミナ子 委員

むすびに書いてあります、県民憩の森に指定されているとか、遊歩道があるとか、サンサンうきっ子等があるとか、そのようなことをPRして今後に結びつけていく事が必要だと思っています。

松永 隆 委員

今、課長から説明がありましたが、一つは耐震強度ということに触れられておられます。これを見た時、建て直した方が早いのではないかとというような感じがするのですけれども、耐震強度も含め、予算面に関して新市基本計画の事業であれば必要なだけ予算が出るのか。

事務局

新市基本計画の中では耐震補強の方向で挙がっております。老人クラブや地区を通じてアンケートを行い、意見を出してもらい、どのような方向に持っていこうかということで取りまとめたのが今度の改修の素案です。内容については、今説明しましたように、壁や床のバリアフリー、シャワーやトイレなどを改修する等、かなり思い切った改修になるのではないかとこの風に考えております。

松永 隆 委員

憩の家を改修したのは10年位前になるとと思いますが、お風呂場とか入口とか屋根、その辺りは確か改修されたと思います。耐震強度的にはまだ大丈夫だと思いますが。

事務局

来年度から調査をする予定です。

松永 隆 委員

強度がなければ建て直しということも在り得るのですか。新市基本計画には改修ということと掲載されていると思いますので、普通だったら部分的な補修になると思いますが。

事務局

その辺は専門的な意見を聞いて判断することになると思います。

松永 隆 委員

分かりました。ただ、最後に、お風呂とか計画してありますけど、お風呂をメインにして福祉センターを作るのか、本当に老人の方たちの憩いの場を優先して作るのか、アンケートの中身を含め再度検討して特例区協議会と一緒に進めていくということでしたので、このことについては追々協議したいと思います。以上です。

野口 ミナ子 委員

すみません。先ほど私が聞いたかったのは、なぜ利用者が減少したかということの中に、施設ができた当時、老人クラブが利用するという考えはあったと思うのですが、最近では、他の施設も出来てきましたし、30年前とは周囲の状況も変わりました。老人クラブを中心に利用されていると思いますので、そのようなこともこの中に含まれているのか、伺いたいと思います。

事務局

利用者の数は6月10日に資料で説明したと思いますが、年々減少しているのは間違いありません。利用者をいかに増やすかということで、改修の中身にアンケート調査の結果を反映させております。

野口 ミナ子 委員

すみません。何故減少したのか、憩の家の施設だけの問題か、というのをお聞きしたいと思います。

事務局

アンケートの回答の中で、利用しない理由で一番多いのが「暇がない」、それから「地区の公民館があるから」とか、「自宅から遠い」とか、そのような回答が出ております。

野口 ミナ子 委員

その辺を検討して欲しいと思います。せっかく改修しても、利用者が増えなければ意味がないのではないかと思います。

事務局

利用しやすいように、ユニバーサリデザインを取り入れたり、それから、駐車場も整備しようと考えております。

野口 ミナ子 委員

よろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

他にございませんか。

内藤 信博 委員

具体的な改修等の内容の中で、浴室の浴槽の水質ということで給湯設備の件ですが、先般

浴室を見せていただいたのですけれども、ボイラは設置されてどの位経つのですか。見た所によると結構大きなボイラだったと思うのですが、外見はそんなに使ってなかったように見受けられました。大体の耐久年数があると思うんですが、そこを調べたうえで必要な場合は改修するという事ですが、調べてらっしゃいますか。

事務局

あれも 15 年から 20 年位経っているかと思います。

内藤 信博 委員

どの位使用しているのですか。交換となれば、決して安い金額じゃないと思います。一応調べてみて下さい。以上です。

田中 榮信 議長

他にございませんか。

改原 明博 委員

2、3 点お尋ねいたします。

むすびの中に少し気がかりなことが記載されています。「富合校区の住民の皆様は、目に見える形で合併効果を実感して頂くため」とありますが、合併効果ではないと思います。多くの方が利用して頂くために税金から投入する訳ですから、この文言はいかがなものかと思えます。

それから、5 ページの「改修実施スケジュール」の中に平成 22 年と平成 23 年に予算を組まれていられる訳ですが、工事が大体 1 億 2 千万円位ではないかと聞いたことがありますが、調査費とか工事等は現時点で白紙なのか、大体の線が出ているのか、その辺をお尋ねします。

事務局

「目に見える形での合併効果」と言うことですが、この辺についてはもう一度検討させていただきます。

それから、改修のスケジュールですが、こちらの方で考えておりますのは、特例区協議会で検討していただき、協議会の意見を集約して方針案を定めたい。それによって本庁の高齢介護福祉課が担当になりますけど、こちらの方に協議を申し出るというような形になります。その後、財政課と協議していくことになります。

改原 明博 委員

ということは、今日現在、調査委託費とかはまったくの白紙で、数字が出て来たから 3 億円でも 4 億円でも予算を組めるという可能性もあるということですか。

事務局

現在の施設をどのように改修するかということが、まずは大前提になると思います。金額につきましては、別途財政課などと協議して、どれだけの規模が良いのか、どのような方法が良いのかを専門的な人達の意見を取り入れて具体的な形に積み上がっていくと思います。

改原 明博 委員

もう一つ、野口委員さんと重複しますが、利用者が減ってきているそうですね。結局、雨漏りとかを改修してある程度まで利用者を増やすというのも一つの効果かもしれませんが、根本的に老人限定ではなく、皆さんに利用していただけるようなスペースに変化するのでしょうか。一般的に考えて、50代、40代の方は老人という言葉がつくと行けないのではないかという考え方になりはしないかと思います。老人という言葉はどうしても使わないといけないのですか。

事務局

先程、野口委員さんからもお話があったのですが、老人憩いの家の規約としましては、60歳以上というのが対象になっています。それが基本になってこの改修事業はどうあるべきかということで、新市基本計画に挙げて改修を行うことを決定したと考えております。この年齢の制限を替えるというのは、基本的な問題に立ち返らないといけません。今はまず、老人憩いの家を改修しようということで考えている訳ですので、それをご理解していただきたいと思います。

改原 明博 委員

反対ではないのですけれども、血税を投入する訳ですから。民間企業でしたらお金を掛けたなら必ず利益目的であり、公的な機関ですから利益目標は無いですが、赤字は出さないようにいろいろな啓発活動を検討していただいて、大いに利用が増えることを期待致します。以上です。

村崎 秀 合併特例区長

今、合併効果という話がありました。富合町の時には廃止を検討したこともありましたが、熊本市になり、施設を改修していただくことは合併効果だと思います。そして、やはり開設したならば、出来るだけ多くの人に利用していただけるように、私たちも啓発しながら進めていきたいと思っています。また、どのような施設になるか定かではありませんが、今から皆さんの意見を聞きながら工事を進めていかなければならないと思っていますので、立派な施設ができるものと思っています。

名称も「老人憩の家」ではなくて、名称も公募する事も考えています。名称については、「老人憩の家」のように老人と付けば若い人がなかなか利用しづらいので、名称を公募する

ということを提案してありますので、立派な良い名前を付けながら皆さんと共に啓発していきたいと思います。

松永 隆 委員

名前を替えても対象者は60歳以上なのでしょう。でないと改修は出来ないはずです。

事務局

富合町の「老人憩いの家」を熊本市の定義でいうと、老人福祉センターのような大きな規模の施設という位置付けになります。ですから、将来的に熊本市の位置付けとしては、大きい福祉センターみたいな感じになるようです。

田中 榮信 議長

他にございませんか。質疑が無ければ、「老人憩の家改修方針素案」につきまして、原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、協議第1号につきましては、原案のとおり承認いたしました。続きまして、協議第2号「集落内開発制度について」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

こんにちは、都市計画課の課長を勤めさせていただいております永目と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、市街化調整区域内におきます集落内開発制度ということでご説明申し上げますが、この制度につきまして、平成18年から有識者の方々による専門家会議ですとか、都市計画審議会、あるいは農政部門の協議等々を経ております。

富合町を始め、植木、城南、3町との合併が整いまして、いよいよ政令市に移行する事は確実にとなっておりますが、政令市に移行しますと、市街化区域と市街化調整区域の線引きが導入されるという事になります。このような事から、本年6月には合併町にも配慮するような形で、熊本県の制度よりも緩和した制度設計について、6月議会におきまして市長から制度の概要についてご説明をしたところでございます。

それから、今まで制度の基本方針を踏まえました制度の詳細について、取りまとめの作業を進めているところでございます。そのようなご報告と、本日は併せて、集落の状況の調査に入らせていただくという事で、ご報告をさせていただきたいと思います。分かりやすいように、スライドを使って説明したいと思います。

事務局

私、都市計画課の中間と申します。よろしくお願いたします。それでは、市街化調整区域内における集落内開発制度についてご説明させていただきます。

最初に、「熊本市の政令指定都市への移行」についてご説明いたします。平成 20 年の 10 月に富合町と合併いたしまして、22 年 3 月に植木町、城南町との合併を予定しております。それで、平成 24 年の 4 月を目処に、政令指定都市への移行というようなスケジュールになっております。

政令指定都市になりますと、都市計画法の規定により、政令指定都市の中の都市計画区域については、全て線引きが必須ということになっております。このため、ここ富合町または、これから合併します植木町、城南町につきましても、市街化区域と市街化調整区域に区分されるという事になります。

市街化調整区域になりますと、これまで建築できた建築物が建築できなくなるというような不安があるかと思えます。また、現在熊本市内の市街化調整区域ではアパートの建築は認められておりませんので、アパートの建築ができなければ、農家の次男さんの住む場所が確保できない。また、店舗の建築が認められなければ、集落の活性化ができない。また、土地の流動性が無いと、集落内に未利用地が多くなってしまいうような不安があるかと思えます。

そのような事を踏まえまして、熊本市における対応としましては、現在、市街化調整区域内の規制を緩和する政策としまして、「集落内開発制度」を平成 22 年 4 月より行うということを考えております。そこの集落内開発制度の導入により、下水道、上水道等の既存の公共施設を効率よく活用し、市街化調整区域内の既存集落の活性化を図ります。

それでは、現在の状況についてご説明させていただきます。現在、富合町の非線引き都市計画区域（用途無指定）というような地域になりますが、既存集落外において、ぽつぽつと建物を建てることができますので、ミニ開発やアパート等が整備され、これができることによって後追いの公共投資で道路を作らなければならなくなったり、というような事が発生している状態でございます。

線引きの後、この集落内開発制度の導入によりまして、既存の集落の中に新しい建築物が集約されます。既存の公共施設ですね、既に集落と集落とを繋ぐ道路もございますので、そういったものについての公共施設の有効利用がなされるというような状況になると考えております。

制度導入の効果といたしまして、「道路などの公共施設の有効活用」また、「集落の中で多様な年代による集落形成」、「農道・水路等の施設や地域の清掃活動等の地域活動の活発化」それと、「若い農業後継者の定住促進」ということを狙いとして考えております。

具体的な制度のイメージについての説明に入らせていただきます。現在、市街化調整区域内でできる事として、線引き前からお住まいの方の分家や 150㎡以内の小規模な店舗、既存宅地などのように、人や場所を限定してございまして、かなり厳しい制約というところがあ

るのですけれども、このような中で区域を指定しまして、指定された区域の中では誰でも住宅等の建築を可能とするというような制度でございます。

次にイメージ図ですけれども、本制度の中でできる物としましては、外の青い点線が集落の指定の区域とさせていただくと良いと思います。この中でできる物としましては、共同住宅、日用品販売店舗、これは延床面積 500 ㎡以内です。住宅については、基本的に全部建てるのが出来ます。それと、分譲の住宅等の建築は可能であります。これは、建築する際には開発許可の手続きが必要になってくるということになります。

次に、中でできる建築物について具体的な説明をさせていただきます。まずは戸建住宅ですが、誰でも戸建住宅の建築を可能とします。どのような制限があるかと申しますと、建ぺい率 40%以下、容積率 80%以下、外壁後退距離が 1m以上、高さが 10m以下、敷地の面積につきましては 200 ㎡以上 500 ㎡以下。現在でも市街化調整区域に建てられる物と同じになっております。

次に、店舗併用住宅をご説明いたします。小規模コンビニ・理髪店・飲食店等の店舗と住宅の併用が可能になっております。建築形態の制限としましては、先程説明させていただいた住宅の制限、建ぺい率 40%以下、容積率 80%以下に加えて、店舗部分の延床面積につきましては 150 ㎡以下ということになっています。また、これは最初からの条件なのですが、敷地の 10%以上緑地でないといけないというような形のものででき上がります。

次に、今回から新たに市街化調整区域の中に導入したいと考えておりますファミリー向け共同住宅ですけれども、共同住宅の建築を可能として、若い世代の居住を促進したいと考えております。こちらの制限ですけれども、外壁後退の制限に加えて、建ぺい率については 30%程度に下げしております。敷地の高さは 9m以下、敷地面積は 300 ㎡以上の 500 ㎡以下、接道の要件を付けさせていただきまして、幅員 5m以上の道路に接する所でこういった物を可能にするという事にさせていただいております。

最後に、日用品販売店舗という事で、通常規模のコンビニや小規模なスーパー等、このような物を建てられるようにしたいと考えております。制限につきましては、先程の共同住宅と似た感じですが、建ぺい率が 30%以下、店舗の延床面積 500 ㎡以下という事にさせていただいております。接道要件を書かせていただきまして、幅員が 12m以上で、両側に歩道を有する道路沿いにこのような建物を建てる事が出来るようにしたいと考えています。

次に、区域指定のイメージですけれども、どのようなところを指定するのかという事で、現状このような形の 50 戸以上の集落、20 戸程度の集落、30 戸程度の集落と並んでいるような状態です。緑のところは農振法に基づく農用地区域です。50m以内で連たんしている集落というのは赤の点線で囲みまして、農用地区域とか農地転用できないところは除外しますが、もちろん、ぽつんと農用地区域に囲まれている住宅とかは集落に合わないのを除外させていただきます。一体的な日常生活圏というのを考慮いたしまして、この円の中に入っているものにつきましては、この 50 戸以上の集落を中心として青い線で囲ませていただくという事ですけれども、この先に災害の恐れのある区域は除外させていただき、この青い線

のような形で集落、区域の指定をさせていただきたいと考えております。今回、富合町におきましても、このような制度を導入するあたり、事前の調査に入らせていただきます。

まず、今話しましたような区域の指定をするための富合地区の集落の現況調査、下水道や上水道等の公共施設の状況、集落の状況として病院、学校区、郵便局等の状況を確認させていただきます。もう一つが富合地区の土地利用の現状ということで、富合町で以前行われている基礎調査の内容を基に、地区の状況を確認させていただく作業に入らせていただきます。

このような目的で、今回、富合地区の方をうちの方から調査をさせていただきたいということで、ご報告いたします。以上です。

事務局

すみません、私の方から2点ほど補足をさせていただきます。

この制度は平成22年の4月から施行いたしますけど、冒頭ありましたように、政令指定都市に伴って線引きが発生しますから、富合地区におかれましては政令指定都市後、線引き導入となりましたという時点での制度の導入となります。よろしいでしょうか。それが1点です。

もう1点が、制度についての集落の絵がございましたが、当然の事ながら農用地区域はもちろんです。集落内でも甲種農地ですとか、1種農地ですとか、条件としては農地転用ができる農地ということがございます。その辺は集落内で、例えば縁の家の土地から50mのところでは線は引くのですが、その時に農用地区域ですとか、甲種、1種そういった農地があれば、そこは当然除外した線の引き方になるということになります。以上です。

田中 榮信 議長

それでは、ただいま事務局から説明がありました協議第2号につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

野口 ミナ子 委員

今回の調査の目的ということで説明がありましたが、今後の調査のスケジュールはどのようになっていますか。

事務局

都市計画課の石坂と申します。調査のスケジュールですけれども、今月の18日に入札がございまして、委託業者が決まります。そのような中で、区長会にはお話ししたような内容で調査に入りますということをご説明いたしまして、その後、調査に入らせていただきたいと思いますと考えております。

野口 ミナ子 委員

調査終了の予定はどのようになっていますか。

事務局

本年度の3月までには終了する予定になっています。

調査自体は、富合地区におきましても、平成18年に都市計画の基礎調査が行われています。基礎調査に関しましては、建物の配置とかそのようなことはすべて調査してありますので、基礎資料はあります。それと、その後の状況がどうゆう配置になっているのか、実際の町の状況と比べ合わせて、それと、18年以降に建物も建っていると思いますので、そういうのも付け足しながら集落の状況調査という事でやらせていただきたいと思います。

田中 榮信 議長

来年の3月までですか。

事務局

来年の3月までには終了いたします。ただし、先ほど課長の方から話がありましたけれども、実際の集落の指定等につきましては、政令市になって線引きを行う時にしか具体的には引きませんので、その時に再度、建物の状況の調査を行う事を考えています。今のところ、富合地区の集落の状況は全く分かりませんので、資料の収集と考えていただければと思います。

改原 明博 委員

熊本市が政令市になる確率は高いと思います。集落内開発制度については、敷地面積が50m以内の集落は認めるということですが、50m以内であればということで、町民の皆さんは全然心配要らないと錯覚されています。50m以内というと、敷地が広い田舎では隣と同じです。合併におきましては、このような問題が大きな論議になったわけですが、今後、法を変えることはできません。必ず富合町も速やかに線引きしなさい、という法の文言がございますので。

しかし、富合町は何十年も市街化調整区域という網を被っていたため、先輩議員さん達がどうにかならないかと、全国で2番目に都市計画を見直されました。しかし、最終的には元に戻ってしまい、老人ばかりになってしまうのではという事が十分考えられます。線引きをするなら、この枠を500mくらい広げてもらえないかと思っておりますので、それを是非ともお願いいたします。

また、くつき議員さんにもコメントをお願いしたいのですが。

事務局

今のご要望につきましては、本来検討させていただきたいのですが、法とか国の規則とかの縛りがございます。50mといたしますのも以前、国からの通達で、本来なら50戸連たんという意味をどう取られるかなんですけれども、50戸連たんというのは、土地と土地との間が大体50mだという通達が以前あっておりますので、そのようなものを制定させていかざるをえないというのが現状でございます。基本的に、本来50戸以上というのが法律に明記されておりますが、先ほど説明しましたように、20戸、30戸は切り捨てるのかという動きが合併協議の中でございまして、元々は、連たんしていた集落でも道路によって分断された集落もあるのではないかと。いろいろな事を踏まえました場合、日常生活圏がある程度一体となった集落活動を一緒にやっているとか、集落と集落が非常に近い関係にあるというのが明らかに分かります場合は、そのようなところも繋いでエリアの中に入れていくと。これは全国でも例のない制度でございまして、その辺はご理解いただきたいと思っております。

改原 明博 委員

今の説明ですけど、私もとても期待しております。資料の12ページ、13ページを見て下さい。現在は、ミニ開発というものはそこそこできていますが、これが政令市になるとなかなか簡単にはできないと思っております。今後、13ページの上のような形になり、集落内でないとミニ開発等の許可が下りないということになりますので、13ページの線引きについて、上の集落と下の集落を全部囲んだ形で線引きをしていただければ、富合町の発展に繋がるのではないかと思います。

また、宇土市や嘉島町とかはどんどんお店ができていのに、富合町ばかり制限されるということは、非常に残念な事です。13ページの中で集落が2つに分かれています。それを囲んだ所での線引きとか、制定の拡大をよろしく申し上げます。富合町から離れたところにはどんどんお店が建っていますが、富合町ばかり押さえつけられて残念な事です。

松永 隆 委員

松永でございます。都市計画についていろいろな協議をさせていただいた者でございます。今日、永目課長を含め3名いらっしゃっていますが、今日は調査をするためだけに説明に来られたのでしょうか。

事務局

冒頭に申しましたように、基本的な制度の概要については審議会や議会の方にもご説明し、その制度の詳細については今、詰めの作業をしています。その段階でのご説明という事で、今後、富合町は法制度導入まで時間がございますけど、熊本市内の各校区に関しましては、10月にこのような集落の説明をしていきたいと思っております。

松永 隆 委員

この資料に基づいて説明するという事であれば、駄目です。どうして駄目なのか、永目課長も市の執行部の担当課であれば、その辺の要望書や回答書が出ているのはご存知だと思います。今から読み上げますが、「合併後に政令指定都市となる場合の都市計画の取り扱いについての要望書」ということで、ここにおられる皆さんも含め 10 名の元町議会議員で市長宛に要望いたしました。それは議事録とかに残っていると思います。

まずは、「既存集落内開発制度の条例を制定する。既存集落内開発制度の運用における既存集落及び区域の設定の捉え方については、住民の意見を聞きながら富合町の各集落及び集落周辺の農振白地実状に即した取扱いに配慮すること」と謳っています。

それに対して市長から、「市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する区域であることから原則的に開発は規制されておりますが、人口減少など地域コミュニティーの低下などに配慮し、集落内開発制度など土地の有効活用に資する制度導入を、本市の土地利用と整合を図りながら検討をしていくこととしております。また、制度導入に当たりましては、住民の方々の意見を聴きながら、地域の実情に即した制度となるよう十分に検討を重ねていく予定でございます。本市といたしましては、区域区分を行う場合、これまで貴町が培ってこられたまちづくりの趣旨を尊重し、対応してまいりたいと考えております。」と回答されております。決定ではないですけど、考えていると。

課長が説明された中で、政令指定都市になった時に、区域区分が行われるというのは法で決まっているという事は誰しもが分かっていると思うのですが、私たちが都市計画の問題を出した事に関して、城南町や植木町の状況とは若干の違いがあると思います。富合町に関しては、基本的には富合町で家を建てられないという状況の中で、熊本都市計画から離脱し宇土都市計画の中に入ったという経緯があります。そのきっかけをつくったのはくつき議員ですけれども。それで、今回のその区域区分に関しては、市街化調整区域の中で家を建てられるよう意見を聞いて配慮して下さい、緩和して下さいというのが私たち富合町の望む条件です。県の条例では 50 戸連戸の 50m なのです。これに合う富合町の集落は、殆どありません。2 地区位しか無いと思います。50 戸連戸の 50m は、殆どありません。そのような状況です。

事務局

お話の点につきまして、私どもの調査では、富合の殆どの集落がカバーできるのではないのかと思います。具体的に言いますと、11 箇所ですが、一体ということで小さい所も線を引きました場合は、15 集落位が該当すると。従って、ほぼカバーできるのではないかと考えております。

松永 隆 委員

今、課長のおっしゃった 15 集落が該当するというのは、意外と緩和とこのを見ていた

だけているのかなと思います。ただ、富合地区の現状は、集落の周りにうきうきロードとか、各地区に道路ができています。それに対する集落の方たちの意見は、市街化調整区域内の白地に、家を建てられるような状況にして欲しいということであって、それが我々の要望です。その辺をもうひとつ煮詰めた中で、もっと詳しく知りたいというのが現状です。

事務局

おっしゃるとおり、市街化調整区内の白地は大丈夫です。冒頭言いましたように、集落内にも農用地区域ですとか、甲種とか1種の優良農地と言われる農地もございますが、そもそも農地転用できない所は外さざるを得ないということで、白地は大丈夫でございます。

松永 隆 委員

今の回答を聞いて、少し安心したような感じがします。富合町は、そのような都市計画に関しての経緯がありますので、住民の方々には、それに見合った説明をお願いしたいと思えます。

また、熊本市がつくった都市計画というのは、県は100%といわなくても99%認めます。要するに、政令指定都市になった時、権限委譲がありますけど、今回の見直しについても、熊本市がそのような計画をつくれればそのまま県も認めてもらえるだろうという部分もあります。そのような意味の中で、今回どこまでの緩和になるのかである程度決まってしまうので、私たちも無理難題は言いませんが、今後も勉強会と報告をお願いしたいと思います。

事務局

先程、松永委員の方から、合併時のご要望についてお話をされました。私どもは、できるだけご要望に添う形で制度設計をしてきたつもりでございます。法の許される範囲内、また、私たちの権限の許す範囲内です。そうしました時に、15集落ぐらいの対象になりまして、そのような集落の中では、今まで県は許しておりませんでしたアパートの建築ですとか、そのようなものも協力していくと考えている訳でございます。その辺は丁寧に説明してまいりますけど、私どもとしましては、最善の努力をしてこのような制度の設計になったということをご理解していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

松永 隆 委員

ありがとうございます。それと、もう一つですけど、富合町においては今申しましたように、家を建てられるということがまず条件です。それと、植木町のお話を聞かせてもらいますと、政令指定都市になった場合、富合町は新幹線との絡みもありますので国道3号線沿線になると思いますが、産業開発的な工場のようなものを持って来られないだろうか。政令指定都市になった時の都市計画というのはどのようなになっているのですか。

事務局

国道3号線までの幹線道路につきましては、基本的に地区計画という制度の縛りを持ってあります。県の方でも設けておりますけど、それによりまして、先程おっしゃいました工場とかそういう立地は可能と思います。そういったことを考慮しまして、市街化調整区域であってもそういう産業圏の配置が実施できると。それで、一応3号線沿いにつきましては、まだ新幹線車両基地等の開発等も進んでおりますし、新しくショッピングセンターの建築も進んでおりますので、そのような中で、工場等の立地を含む地区計画を含めまして検討していく事と思いますし、その中でもご説明をこのような機会にやっけて行こうと考えております。

松永 隆 委員

最後にもお願いですけど、冒頭、私も要望書などを読んで強く申しましたが、住民の方々も、市街化調整区域になった時に、家が建てられないという思いがあるわけです。ですから、県の集落内開発制度というのは厳しいということに対して、富合町から要望があっている集落内開発の緩和という差を説明していただければ、住民の方も少しは納得するのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

県と市の違いで一番大きな違いは、区域指定イメージということで、そちらのお手持ちの資料にございます17ページの上の方でございます。今回、最も県と比べて緩和したというところは、まさにこの部分でございます。県の制度でございましたらここがございますように、20戸、30戸程度の集落というのは対象になりません。それで、50戸以上の集落だけが県の制度では対象となります。

私どもは日常生活圏ということで、これはまた調査をいたしますが、農用地で分断されて無いか、河川とか山とかで分断されて無いものであれば一体の集落として検討するとか、また、公民館のような物の一体利用とかいろいろな事を調査させていただいて、これを一体の日常生活圏としてみるとか。これが緩和の一番大きなポイントでございます。

後、用途に関しましては、先程申しましたアパートです。共同住宅で、基本的にはファミリー向けの共同住宅なんですけれども、14ページの所です。ファミリー向け共同住宅は県は認めてはいませんが、熊本市ではさせていただくということです。これもギリギリ法律の範囲内で、自分たちの判断でさせていただくということでございます。こういった所が大きな違いでございますが、このような形でまた修正したものでございまして、法制度導入にはまだ時間がございますので、また説明をさせていただきたいと思っております。

改原 明博 委員

これは、富合町の発展に関わる非常に大きな問題でございます。今まで、他のことに関してはかなりの厳しさはあるけれども、ある程度までは楽観視していました。しかし、この都

市計画というのは、守られるというか、履行といいますか、不安感を持つわけです。今後、住民の方の意見を聞いてもらいますが、都市計画の中で話し合われた事は、100%履行になるかお尋ねいたします。

事務局

先程、松永委員からもございました要望書の観点。合併の時の論議は、線引きに伴いまして、集落内開発制度とか、そういう制度を導入するというようなお話までだったと思います。その後の要望書とか、白地を対照にするだとか、出来るだけ緩和しつつといいますか、そのようなご要望に関して、私どもも法の許す限りさせていただいていると思いますし、ご説明した制度が線引きまでに変わりはないかというお尋ねもあったと思います。その辺にしましては、12月にこの考え方で条例化を議会の方に上程したいと思っています。その条例で決まるものですから、容易く変えられるものではないという見方をしています。

改原 明博 委員

法治国家ですから、どうしてもできないならできないで法を変えてもらう以外にございませんが、私が主張したい事は、集落内のエリアを広げていただきたいという事。もう一つは、富合町を熟知した方に線引きの検討委員会へ入ってもらわなければいけないと思います。ただ、地図上ばかりであれこれ法的な事を一方的に言われても、町民からの不満が爆発するという心配があります。その先は、くつき議員に頑張ってください。

田中 榮信 議長

今日は、熊本市議会議員の先生も来ていらっしゃいますので、先生から何か一言お願いしたいと思います。

くつき 信哉 熊本市議会議員

参考人ですので、今日は話をしなつもりでしたが、少し発言させていただきます。

私たちは、昭和46年から都市計画の定めによって富合町が発展しなかったといいますか、町づくりもできなかつたと誰しも思ってきました。しかし、やっと熊本都市圏から離脱して宇土都市計画になり、今のような状況を自分たちで開いたわけで、富合町の住民の皆様にとってはこれが一番良いわけです。

集落内開発というのは、あくまでも規制緩和ということです。私たちがいろいろな形で国に陳情してきたのは、規制緩和ではない、富合町全体の土地利用を考えたいという事です。ですから、私たちは、やはり法律がおかしいと。合う所と合わない所があると。そのような中で、政令指定都市になればその中で線引きをしなければいけません。そこで、最後の最後の方に何か違う言葉が載ってはいないか、すべて統一せず何かそのような言葉を探して頂きたいと話しております。正直に言いまして、富合町民が願っ

たのは今の土地利用制度です。

都会の政令指定都市は、それぞれの都市計画をされていると思います。新潟辺りの小さな町が集まってできた所については、線引きがどのようになったか知りませんが、今まで土地利用で苦しんできた富合町が、また、そのような形で線引きしなければならないとなると、それもおかしいと思うのですよ。そのような事を3月の定例会の時に市長にお願いし、国に対して言うて欲しいとお願いしたつもりです。長年かけて今が一番良いと決めているのですから、他の地域とは違いますし、それをいっしょにしてもらおうとおかしと思います。

また、都市計画に対しては、熊本県が一番遅れていたのですよ。福岡県辺りは、同じ都市計画の中で一つの町が遅れているとか、家が建たない所には、いろいろな法を使ってされてきましたよ。一番遅れている熊本県を基準にして、それ以上の事をしていると言われましても、納得できないところもあります。ですから、他の県は違う施策をしているかも知れないと思いますので、熊本県以外の県を調べていただきたい。今日、このような意見が出て、私の気持ちも分からないでもないと思います。

それから、一番心配されていた事ですが、これから先進んで行く中で、都市計画の審議委員会の中に入っていませんし、何処でどう決まっていくのか。議会の場合、私が一言申しても49分の1なので、皆さん方に理解していただくのはなかなか難しいと思いますが、そのような中で決められていくのも、改原委員もおっしゃるように私も心配に思っています。

それだけ、富合町の場合は都市計画について一生懸命してきているのですから、熊本県以外の所の良いところを調べていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

よろしいでしょうか。今回の制度は、6月に市長が申し上げて、12月に条例改正を目指して作業を進めておりますが、3月に先生から、市街化調整区域の線引きに伴い、緩和措置なども含めた集落内開発制度の早期導入というようなお話があり、このような緩和した制度の導入に繋がった事は間違いない事ではございます。また、他都市では大体、基本的に法で市街化区域、近隣地区の集落を対象とするというようになっております。ですから、他都市の状況は調べておりまして、大体、対象とする集落は市街化区域の周辺が多くなっております。もしくは、市街化区域の中の住宅も合わせて50戸という風な形にしている所がほとんどです。

私どもは、市街化区域の近隣というものを合併した町も含め全市という風に捉えており、これも国からすると、如何なものかと思われる部分もあるかも知れませんが、そのような事で私どもは対処しておりますので、他都市と比べても、非常に緩和されて甘い集落内開発制度ということをご理解いただきたいと思います。

最後に、国の流れですけれども、やはり、市街化調整区域という規制があるため、川一つ隔てて非線引きの所、そこにミニ開発ができるという状況は既に検討しております。国においては昨年度から、都市計画法の見直しにかかっておりまして、これはくつき先生の言葉に

水を注す訳ではありませんが、そういう所も規制すべきではないかと。要するに、非線引きの所は、環境を守る地区ということで規制すべきではないかということで、国の検討もそういう方向で流れています。ですから、結論はまだ出ておりませんが、最終的には、こういう集落内制度があって良かったのではないかと思えるような制度にして行きたいと思えます。

くつき 信哉 熊本市議会議員

ありがとうございました。今の富合町の土地利用があり、それに線引きがなされるようになってくれば、いろいろな議論が出てくると思います。正直に言いますと、何と言われようと、自分たちに一番良い方法だということで国を相手にしながら見直したのですから、これ以外にはありません。地元はそうです。やはり、富合町は、今のままが一番良いのです。1回調査をされ、そして線引きをされて、そして駄目な時はまた皆様のご意見があるのですから。良い方向にさせていただきたいというのが私どもの願いでもありますし、また、審議会で頑張ってくれるかも知れませんが、おかしいものはおかしいと言わないといけないと思えます。

富合町の場合は、町が成り立っていない、そのような思いの中で、町づくりはできないという事で見直しをしてもらっています。そのような経緯がありますので、何処もここも一緒では無くて、富合町は特殊ですよ。正直に言いますと、当時、都市計画の見直しはできるはずが無いと、県もそのような風に言われていました。

私たちはそのような思いがありますし、熊本市の中の富合町ですから、同じ仲間ですから、富合町が良くなるようにお願いしたいと思います。国や県の立場で言うのではないのですから、熊本市の一員として良くなるようにお願いしたいと思います。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか。

野口 ミナ子 委員

家に居ますと、いろいろな勧誘とかが来ますけど、熊本市になって勧誘に来られるのがアパート建設の勧誘だったのですが、これは地域の皆さんも経験している人が多いと思います。線引きが決まったらアパートの建設は出来ないのだから今のうちに建てませんかとか、車両基地ができると人口が増えるのだから今のうちにアパートを建てませんかとか。私は断っているのですが、跡継ぎが無く、田を持っている方たちの不安はとても大きいものだと思います。今のうちにそうすべきなのかとか聞いた事があるのですが、そういう心配を取り除くためにも、是非早いうちに、はっきりした状況を住民の皆さんに示して欲しいと思えます。

松永 隆 委員

12月の定例会に提案されるということなので、その前に、この進捗状況と流れを2、3回是非お願いしたいのですが。

田中 榮信 議長

皆さん、いろいろ発言したい事もあるかと思いますが、これから12月の議会に提案されるという事であれば、富合の状況を知っておられると思いますので、その前に、1、2回状況をお話に来ていただくというような事をお願いしたいと思いますけど、どうでしょうか。

事務局

お求めに応じて、いつでも結構でございます。

田中 榮信 議長

そのような事でしたら、今後、都市計画について大勢の中で話をしながらですね、分からない事もいろいろあったと思いますので、その時は是非、説明等をしていただくという事をお願いしたいと思います。時間も大分経ちましたので次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、協議第3号「県道田迎木原線の路線バス試行運行の周知について」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「県道田迎木原線の路線バス試行運行の周知について」につきまして、ご説明申し上げます。

県道田迎木原線の全線開通に伴いまして、来月10月1日から来年の3月31日までの半年間、熊本バスによりまして、路線バスの試行運転が行われる予定になっています。これに伴いまして、富合町の住民の皆様にもこの試行運転の周知を行う必要がございますので、この周知のチラシにつきましてご協議をお願いするものでございます。

まず19ページでございますが、試行運行の期間、これを10月1日から来年の3月31日までの半年間ということを表記しております。それと、運行の路線が県立こころの医療センターから交通センターまでとなっております。それと併せまして、富合町内のバス停の運行経路図として表記しております。

それと20ページの方をご覧いただきたいと思いますが、こちらの方に運行経路の全

体図を載せております。左側の一番下の方ですが、こころの医療センターを出発致しまして平原のバス停、それから木原不動尊前、木原入口、榎津のサンサンうきっ子前を通りまして、才木入口、赤見橋、次に赤見入口、それから富合管内としましては最後になりますが、釈迦堂・工業団地前というようなバス停がございます。その後は県道田迎木原線を北上致しまして、済生会病院を経由いたします。その後白山通りを右折致しまして、南熊本駅の交差点を左折して終点の交通センターまで運行するという事になっております。

次ぎの 21 ページに時刻表を表記しております。これは紙面の都合によりまして、平日の上りの時刻表を表示しておりますけれども、こころの医療センター前を始発が 6 時 10 分でございます。最終が 19 時 30 分。一日に 6 往復運行される事になっております。四角い囲みが富合町を走るバス路線という事でございます。

交通センターから下りの時刻表につきましては、次の 22 ページの方に書いておりますけど、交通センターを始発が 6 時 55 分。それから最終便が午後 8 時 15 分の 6 便となっております。

それと資料の 20 ページの方をご覧いただきたいと思いますが、この富合町線とは別に致しまして、交通センターから城南営業所の区間におきまして、一日 6 便城南線としまして、運行が試行される事になっております。

それと先ほど申しましたように、このチラシには、土曜日、日曜日の時刻表につきましては、紙面の都合で掲載しておりません。ちなみに、土曜日、日曜日の運行につきましては、こころの医療センター発が 8 時の始発でございます。最終が 15 時 15 分の日 4 往復という事になっております。

それから交通センター発につきましては、始発が 8 時 45 分、最終便が 16 時 3 分の 4 便という事でございます。

実際に住民の皆様に配布しますチラシにつきましては、お手元の方に色紙でチラシの見本を配布させていただいておりますけれども、このような形で今月 29 日の囑託便を利用いたしまして、町内全戸に配布したいと思っております。私の方からの説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

田中 榮信 議長

ただいま事務局からの説明がございました、「協議第 3 号」につきまして、何か質問はございませんか。

野口 ミナ子 委員

すみません、よろしいですか。具体的に、こころの医療センターなどには周知されているのですか。

事務局

今後、町内全戸の配布と併せて、こころの医療センターとか、サンサンうきっ子などのポ

イント、ポイントにはこのチラシを置かせていただきたいと思いますと考えております。

田中 榮信 議長

他に無ければ次に進みたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、「協議第 3 号」につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、協議第 3 号につきましては、原案のとおり承認いたしました。

これより、「報告事項」に入ります。報告第 1 号「今後の行事予定について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の 23 ページをご覧くださいと思います。9 月 17 日から 10 月 19 日までの行事予定を書いております。主なものをご紹介します。

9 月 19 日の 10 時からでございますが、富合校区金婚表彰と敬老会がアスパルのホールにて行われます。それから、9 月の 27 日でございますが、8 時半から富合小学校の秋季の大運動会がございます。それと、10 月 14 日の 9 時半から嘱託員会議がこの 3 階大会議室でございます。以上でございます。

田中 榮信 議長

はい、ありがとうございました。

村崎 秀 合併特例区長

19 日の金婚表彰ですが、委員の皆さんには案内状も届いていると思います。社会福祉協議会主催で行われますので、是非出席いただきますようお願いいたします。

田中 榮信 議長

他に質疑が無ければ進みたいと思います。次に「次第 4 その他」に入ります。

次回の協議会の開催について確認をしたいと思います。協議会は「原則第 2 水曜日」に開

催することで確認されておりますので、次は10月14日ということになります。また、開会時間は通常午前10時としておりましたが、嘱託員会議が農繁期のため午前9時30分の開会を予定されておりますので、協議会は午後からの開催ということで、みなさんいかがでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、次回の協議会は14日の水曜日と決定し、開会時間を午後1時30分ということにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

菊池 博志 委員

すみません、よろしいでしょうか。先程と重複しますが、9月27日に富合小学校の運動会がございます。子供たちも一生懸命頑張って練習しておりますので、是非皆さんの出席をお願いいたします。

田中 榮信 議長

それでは、次回の協議会は、14日の午後1時30分からということでもよろしく願いいたします。また、9月27日の小学校の運動会には、是非出席いただきたいということでございます。

それでは、最後になりますが、「その他」ということで、何かございませんでしょうか。

事務局

すみません、よろしいでしょうか。前回の協議会におきまして、富合公民館の平成20年度の決算状況について詳細に、というご質問がございました。まちづくり班の方で資料を作成いたしておりますので、資料の配布にてご報告に代えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

事務局

何かお尋ねになりたい事がございましたら、まちづくり班の西村が参っておりますので、お答えできる範囲内でお答えしたいと思います。

田中 榮信 議長

それでは、平成20年度の富合公民館の決算状況でございますけど、何かございましたら、

また後で質問等よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、そのようにお願いしたいと思います。他に何も無ければこれで会議を終了したいと思います。皆様方には長時間にわたり、スムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございました。

これをもちまして、「平成21年度 第6回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。どうも朝早くからご苦勞さまでした。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年10月14日

署名委員 村崎博則

署名委員 野口ミチ子